

## 事業創造大学院大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針(2)

2021年5月26日

危機対策本部

現在の状況は第3段階にあると判定します。一層の感染拡大防止のための取り組みをお願いいたします。

本学においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、本行動指針に沿って対応を行うことを原則とします。但し、今後の状況変化などに応じて例外措置・対応もあり得るため、危機対策本部からの指示に従って行動するように徹底願います。

段階	目安	教育・研究活動	授業（講義・演習）	学内会議	事務体制	学生の入館・図書館利用	イベント、学生の課外活動	国内移動	海外渡航	
0	通常	新潟県内の新規感染者が生じないか 散発的に少数生じる状態	新しい生活様式の順守	新しい生活様式の順守	新しい生活様式の順守	新しい生活様式の順守	新しい生活様式の順守	制限はない	制限はない	
1	一部制限	新潟県の人口10万人当たり直近1 週間の新規感染者数が概ね2.5未満	感染拡大に最大限の配慮をして、 研究活動を行うことができる ※学生との面談は可能	感染拡大に最大限の配慮をして、 対面授業、演習・実習を行うこと ができるが、可能な部分はオンラ イン授業を推奨する	感染拡大に最大限の配慮をして、 対面会議も行うが、オンライン会 議を推奨する	感染拡大に最大限の配慮をして、 ほぼ通常の勤務体制とする	感染拡大に最大限の配慮をして入 館、図書館の利用が可能 必要な事務手続きのみを行う 図書館の長時間利用を控える 三つの密の環境を作らない Social Distancingを念頭に入れて 行動・利用する。 授業以外は入館記録を記入	一定規模以上の参加者が予定さ れる各種イベントの主催・参加、 懇親会等各種課外活動の開催・参 加の自粛	一部地域への移動自粛	渡航の自粛
2	制限一小	新潟県の人口10万人当たり直近1 週間の新規感染者数が概ね2.5以上	研究活動は続行できるが、感染拡 大に最大限の配慮をする ※学生との面談を控える オンラインでの指導・面談を行う	原則オンライン授業 演習科目について対面での実施を 学長、研究科長の許可と担当教員 による最大限の配慮を前提に認め ることがある。 ※教員が大学から授業を配信する ことは可	対面会議は必要最低限とし、原則 としてオンライン会議とする	感染拡大に最大限の配慮をする とともに、事務局を分散体制とする	入館を控える 緊急もしくは必要不可欠な事務手 続きを行うことができる 図書館の利用は短時間での一時使 用に限り 入館記録を記入する	延期・中止勧告 (各種イベントの主催・参加、懇 親会等各種課外活動の開催・参 加)	特定地域への移動自粛	渡航の中止・延期を勧告
3	制限一中	以下のいずれか1つに該当する場合 ①新潟県の人口10万人当たり直近 1週間の新規感染者数が概ね10人 以上 ②新潟県もしくは新潟市により、店 舗等の時短要請がなされるなど地方 行政による行動規制が行われたとき ③新潟県が「特別警報」を発したとき	現在進行中の研究活動等を継続す るために必要最小限の教員のみ立 ち入りを許可する。 教員は学内での滞在時間を減ら し、極力、自宅作業とする。 ※学生との面談禁止（学生は入館 禁止） オンラインでの指導・面談を行う	オンライン授業のみ  ※教員が大学から授業を配信する ことは可	原則としてオンライン会議のみ	感染拡大に最大限の配慮をする とともに、事務局分散体制とする。 職員の時差出勤と業務の性質上 可能な業務は在宅勤務を推奨す る。 出勤者同士の接触を避ける。	原則として入館禁止 緊急対応が必要な場合は許可を得 る 入館記録を記入する	全面禁止 (各種イベントの主催・参加、懇 親会等各種課外活動の開催・参 加)	特定地域への移動禁止 県をまたぐ移動の自粛	渡航禁止
4	制限一大	以下のいずれか1つに該当する場合 ①新潟県もしくは新潟市がまん延防 止等重点措置の対象または緊急事態 宣言の対象地域に指定されたときま たはそれに準じる状況が生じたとき ②構内を利用した教職員、学生に感 染者が複数名生じ、クラスターの発 生が疑われるとき	原則として入館禁止  学長が認めた教員のみ、許可を得 た時間内に限り、活動を許可する	オンライン授業のみ  ※学長が特別に認めた教員または 授業のみ、大学から授業を配信す ることが可	オンライン会議のみ	一部業務の遅滞、事後処理を許可 し、出勤する職員は可能な限り 少なくする。それ以外は在宅勤務 とする。 出勤者同士の接触を避ける。	入館禁止	全面禁止 (各種イベントの主催・参加、懇 親会等各種課外活動の開催・参 加)	国内移動の全面禁止 外出自粛	渡航禁止
5	原則停止	以下のいずれか1つに該当する場合 ①全国規模の宣言が行われたとき ②構内を利用した教職員、学生にお いてクラスターが発生したとき	入館禁止	オンライン授業のみ 授業を行うことができない場合は 休講措置をとる（補講ができない 場合については最悪コロナ禍の特 例措置を適用し授業回数の減少を 認める場合がある） ※教員が大学構内からオンライン 授業を行うことは禁止	オンライン会議のみ	出勤して行わなければならない緊 急な業務以外は、原則在宅勤務と する。建物への立入には許可を必 要とする。	入館禁止	全面禁止 (各種イベントの主催・参加、懇 親会等各種課外活動の開催・参 加)	国内移動の全面禁止 外出自粛	渡航禁止

※研究所の活動は、研究に関する内容は、「教育・研究活動」の区分に準じて、「塾」の運営や学生・修生への指導、セミナー、講演会、研修会等の活動は「授業（講義・演習）」の区分に準じて行動するものとします。

※この行動指針は今後の状況に応じて変更することがあります。